

外国為替に関する省令第十二条の三の規定に基づき通信手段を指定する件（平成十四年十二月財務省告示四百六十七号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の五第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第十二条の三第一号に規定する財務大臣が指定する通信手段を次のように定め、平成十五年一月六日から適用する。

スイフト